



2025年11月28日

各 位

会社名 株式会社レナサイエンス
代表者名 代表取締役会長兼社長 宮田 敏男
(コード: 4889 東証グロース)
問合せ先 管理部
(TEL. 022-727-5070)

株式及び新株予約権発行プログラム設定契約締結に係る発行登録並びに第三者割当による新株式及び新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、2025年11月28日開催の取締役会決議に基づき、米国の機関投資家である Heights Capital Management, Inc. (以下「HCM」という。) が運用する CVI Investments, Inc. (以下「割当予定先」という。) との間で、株式及び新株予約権発行プログラムの設定に係る Equity Program Agreement (以下「エクイティ・プログラム契約」という。) を締結し、また、本日付で発行登録書を提出いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

また、当社は、同日開催の取締役会決議において、エクイティ・プログラム契約に基づき設定された株式及び新株予約権発行プログラム (以下「本プログラム」という。) に基づく第1回目の発行として、割当予定先に対する第三者割当による新株式及び株式会社レナサイエンス第4回新株予約権の発行 (以下「第1回第三者割当」という。) に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

I. 株式及び新株予約権発行プログラム

1. 本プログラムの内容

本プログラムは、当社が割当予定先との間で2025年11月28日付で締結したエクイティ・プログラム契約に基づき、総計1,065,200株の当社普通株式 (以下、下表に記載の第1回目の発行乃至第4回目の発行により発行される株式を個別に又は総称して「本普通株式」という。) 及び総計6,923個 (潜在株式数: 692,300株) の当社新株予約権 (以下、下表に記載の第1回目の発行乃至第4回目の発行により発行される新株予約権 (第4回乃至第7回新株予約権) を個別に又は総称して「本新株予約権」という。) を、割当予定先に対する第三者割当により発行することを可能とするものです。本プログラムに基づき、以下の日程及び条件に従い、当社が割当予定先に対して計4回にわたり当社普通株式及び当社新株予約権を割り当てる予定です。

	第1回目の発行 (第4回新株予約権)	第2回目の発行 (第5回新株予約権)	第3回目の発行 (第6回新株予約権)	第4回目の発行 (第7回新株予約権)
発行数	当社普通株式 : 275,000株 当社新株予約権 : 1,787個 (潜在株式数 : 178,700株)	当社普通株式 : 263,400株 当社新株予約権 : 1,712個 (潜在株式数 : 171,200株)	当社普通株式 : 263,400株 当社新株予約権 : 1,712個 (潜在株式数 : 171,200株)	当社普通株式 : 263,400株 当社新株予約権 : 1,712個 (潜在株式数 : 171,200株)
発行決議日	2025年11月28日	2025年12月19日 (予定)	2026年2月18日 (予定)	2026年3月11日 (予定)
発行予定日	2025年12月15日	2026年1月5日	2026年3月5日	2026年3月26日
発行価額・新株予約権の行使価額	本普通株式の1株当たりの発行価額は、第1回目の発行については第1回発行決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値 (以下「直前取引日終値」という。) の91%に相当する金額、第2回目の発行乃至第4回目の発行については各回発行決議日の直前取引日終値の95%に相当する金額とする予定です。また本新株予約権の発行価額は第三者評価機関による価値評価			

	<p>を踏まえて公正な金額とする予定であり、1株当たりの行使価額は各回発行決議日の直前取引日終値の95%に相当する金額とする予定です。</p> <p>なお、「Ⅱ. 第三者割当による新株式及び新株予約権発行」に記載のとおり、第1回目の発行にかかる本普通株式の発行価額は1株当たり1,818円、本新株予約権の発行価額は1,937円、行使価額は1株当たり1,898円です。</p>
--	---

各割当てについては、エクイティ・プログラム契約に定められる以下の条件（以下「本発行条件」という。）の成就を条件として行われます。そのため、当該条件が成就されない場合、本募集のうち第2回目の発行から第4回目の発行までの一部又は全部が行われない可能性があります。但し、以下の条件に該当しない場合であっても、割当予定先はその裁量により、かかる条件の全部又は一部を放棄することができ、その場合には発行を行う場合があります。

- ① 当社がエクイティ・プログラム契約上の義務に重大な違反をしていないこと
- ② エクイティ・プログラム契約に基づき発行される当該回の当社普通株式又は当社新株予約権証券について、裁判所による差止命令等がなされていないこと
- ③ 上記各発行決議予定日前の30取引日において、当社普通株式の過去5取引日分の出来高の平均が500,000株を下回る取引日が3取引日以上ないこと。なお、本条件については、第1回目の発行及び第2回目の発行には適用されないものとする。
- ④ 上記各発行決議予定日前の30取引日において、当社普通株式の売買高加重平均価格が1,000円以下となる取引日が3取引日以上ないこと
- ⑤ 当社普通株式が東京証券取引所に上場されており、売買停止や上場廃止等のおそれがないこと。但し、ストップ高やストップ安による値幅制限が生じた場合には、当社と割当予定先は、新たな発行決議日を設定するために誠実に協議を行うものとする。
- ⑥ 当社の支配権の変動を生じさせる取引が当社又は第三者により公表されていないこと
- ⑦ 当社の債務不履行事由が発生していないこと
- ⑧ 当社の役員等から提供された当社に関する未公表の重要事実を割当予定先が保有していないこと
- ⑨ 当社の事業やエクイティ・プログラム契約に基づく各割当て等について、重大な悪影響を及ぼす事由が発生していないこと
- ⑩ 各割当てについて金融商品取引法に基づき発行登録書及び発行登録追補書類が提出され、効力が発生していること
- ⑪ 当社株主である宮田敏男（以下「貸株人」という。）と割当予定先との間で、当社普通株式（上限270,000株）を貸し付ける株式貸借契約（以下「本株式貸借契約」という。）が第1回目の発行の割当日までに締結され、貸株人が同契約上の義務に係る重大な違反をしていないこと

また、エクイティ・プログラム契約において、当社は、第4回目の発行に関して、戦略的投資家からの資金調達により、その時点で残存する当社の資金需要を賄うことができると判断される場合には、発行決議予定日の10営業日前までに割当予定先に書面による通知を行うことにより、第4回目の発行を実施しないことができます。なお、第4回目の発行を行わないことが決まり次第、隨時開示させていただぐ予定です。

なお、本普通株式及び本新株予約権には譲渡制限は付されていません。但し、割当予定先との間で締結したエクイティ・プログラム契約において、本新株予約権の譲渡（但し、割当予定先の投資管理目的で、Bank of America、J.P. Morgan及びGoldman Sachs & Co.並びにこれらの関連会社に対する譲渡（注）を除きます。）の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められております。

（注） 割当予定先は、保有する資産について、効率的な資金運用を目的として同社のプライム・ブローカー口座に移転することができます。この場合、当該資産は形式的にはプライム・ブローカーに移転されるものの、割当予定先が引き続き実質的保有者として経済的利益を有します。

2. 本プログラム導入の目的

当社は、『ヒトが心身共に生涯にわたって健康を享受できるための新しい医療を創造したい』との目標を掲げて研究及び事業に取り組んでいます。日本を含む先進国では超高齢化が進み、平均寿命と健康寿命¹⁾の差が約10年あることが大きな課題となっています（厚生労働省・生活衛生局健康課令和6年12月第4回 健康日本21（第三次）推進専門委員会資料）。加齢と共に生じる種々の疾患、例えば、がん、循環器疾患、呼吸器疾患、糖尿病、骨筋肉疾患などを治療できれば、健康寿命の延伸に繋げることができます。超高齢化は喫緊の社会的課題であり、抗加齢・健康長寿の実現は先進国のみならず新興国でも重要な医療の課題になっています。

(1) 本プログラムの背景

① 当社の開発医薬品PAI-1阻害薬RS5614

プラスミノーゲンアクチベーターインヒビター (PAI) -1²⁾は、血栓の溶解（線溶系という）に必要な分子ですが、近年ではがんや老化（加齢）に関連して発症する種々の疾患に関与することを強く示唆する一連の知見が明らかとなっており、がんや抗加齢・長寿に関わる創薬の標的と考えられております。しかし、これまでヒトのPAI-1分子の活性を阻害できる医薬品は、臨床応用されていません。当社は、世界に先駆けてPAI-1阻害薬の開発に取り組んできました。ヒトのPAI-1分子の結晶構造を基に、コンピューター工学を利用した約200万バーチャル化合物ライブラリーの探索からヒット化合物を取得し、10年以上かけてこれまで1,400個以上を合成スクリーニングし、臨床開発候補化合物RS5614を取得いたしました(Nature, 2023, September 6. <https://www.nature.com/articles/d42473-023-00207-4>)。

② PAI-1阻害薬RS5614のがん疾患への応用

PAI-1阻害薬RS5614は、免疫系を活性化し、がん細胞の除去を促進させるなどの抗腫瘍効果を有します(Br J Dermatol. 2024: 1jae343.)。具体的には、免疫チェックポイント分子の発現を阻害し、細胞障害性T細胞を活性化し、腫瘍関連マクロファージの腫瘍浸潤を軽減するなど、免疫チェックポイント阻害薬³⁾と同様な作用機序を有する知見が明らかとなりました(Front Immunol 2024:15:1365894)。実際に、大腸がん（東海大学）、悪性黒色腫（東北大学）、非小細胞性肺がん（広島大学）を移植した非臨床試験（マウス担がんモデル）において、PAI-1阻害薬RS5614が抗PD-1抗体⁴⁾の悪性黒色腫に対する治療効果を増強することが証明されました。抗PD-1/PD-L1抗体など免疫チェックポイント阻害薬による免疫療法⁵⁾は、がん治療を大きく発展させる画期的な治療です。他方で、免疫チェックポイント阻害薬は抗体医薬であるため高額な医薬品であり、さらにその治療効果も限定的であることから、抗CTLA-4抗体⁶⁾など複数の抗体医薬の組み合わせが提唱されています。しかしながら、併用治療は肺臓炎や高サイトカイン血症などの致死的な免疫関連の副作用が増えること、高額な抗体医薬の併用治療を行うことによる医療費が高額となることなどが問題になっています。そのため、副作用が少なく、医療経済的にも安価な抗PD-1/PD-L1抗体の奏効率を上昇させる併用薬が待ち望まれており、抗PD-1抗体との併用で相乗的に抗腫瘍免疫を増強するPAI-1阻害薬RS5614はこのアンメットニーズ⁷⁾を解決できる医薬品であると当社では考えております。がんに対しては、国内で複数のがん種に対する治験が実施中です（悪性黒色腫第Ⅲ相、慢性骨髄性白血病第Ⅲ相、肺がん第Ⅱ相、血管肉腫第Ⅱ相）。まずは、日本や米国などで、早期承認のための希少がん（悪性黒色腫、血管肉腫）を対象とした第Ⅲ相試験を実施し、薬事承認を取得することにより、本医薬品の上市と臨床応用を目指します。並行して、がん種の適応を拡大し、将来の大きな市場を確保するためのがん（肺がん、膵臓がんなど）を対象とした臨床試験（第Ⅱ相試験）を日本や米国などで実施することを目指します。

③ PAI-1阻害薬RS5614の抗加齢・長寿への応用

当社が開発したPAI-1阻害薬RS5614を用いた国内及び米国の研究機関との共同研究により、抗加齢に関連して発症する種々の疾患や長寿に対する応用の可能性を強く示唆する一連の知見が明らかとなっています。

i 細胞の老化 (Senescence)

生物の細胞は、細胞老化⁸⁾と呼ばれる現象のために、無制限に増殖することはできません。この現象には、遺伝子のテロメア長⁹⁾の短縮、p53, p21, p16ink4aなどの細胞周期調節因子¹⁰⁾が関与しています。老化した細胞は、PAI-1の発現が極めて高いことが分かっています。当社が開発したPAI-1阻害薬RS5614は、細胞周期調節因子、老化関連β-ガラクトシダーゼ(SA-β-gal) 染色¹¹⁾、IL-6等インターロイキンなどの細胞老化随伴分泌現象 (SASP: senescence-associated secretory phenotype)¹²⁾、DNA損傷応答¹³⁾などの老化バイオマーカー¹⁴⁾を改善し、心筋細胞、線維芽細胞、血管内皮細胞の細胞老化を阻害します (Oncotarget 7: 72443, 2016)。また、ヒトの早老症であるハッチンソンーギルフォード症候群¹⁵⁾の線維芽細胞のDNA損傷を減少し、ミトコンドリア障害を改善し、細胞の老化を改善することが報告されました (Cell Death and Disease. 13:737, 2022. doi: 10.1038/s41419-022-05168-y)。

ii 組織や個体の老化 (Aging)

細胞のみならず、老化した組織や個体 (klothoマウス¹⁶⁾、早老症として有名なウェルナー

症候群¹⁷⁾のヒト)でも、PAI-1の発現が高いことが報告されました (Proc Natl Acad Sci USA. 111: 7090, 2014)。当社、東北大学や米国ノースウェスタン大学との共同研究で、老化(早老症)モデルとして有名なklothoマウスでは、PAI-1の発現や活性を遺伝子あるいはタンパク質レベルで阻害することにより、老化の主症状を改善し、正常マウスと同じ寿命を維持できることを明らかにしました (Proc Natl Acad Sci USA. 111: 7090, 2014)。

iii 加齢に関連する疾患

加齢とともに、がん、血管(動脈硬化)、肺(肺気腫、慢性閉塞性肺疾患)、代謝(糖尿病、肥満)、腎臓(慢性腎臓病)、骨筋肉(骨粗鬆症、変形性関節症、サルコペニア)、脳(脳血管障害、アルツハイマー病・認知症)などの関連した様々な疾患が発症します。興味深いことに、これら疾患の病的組織ではPAI-1の発現は極めて高く、PAI-1阻害薬RS5614を投与することで病態が改善できることが明らかとなりました(Biomedical J, in press)。

RS5614は、血管老化の進展を抑制するだけでなく、RS5614投与前の血管老化症状よりもさらに症状を改善することが明らかになりました(J Clin Invest, in press)。「人は血管とともに老いる」といわれるよう、加齢とともに血管が老化し、この血管の老化が健康寿命に大きく影響すると考えられます。現代の様々な生活習慣病(高血圧、糖尿病、慢性腎臓病、高脂血症)が血管老化を促進しています。当社PAI-1阻害薬RS5614が血管の老化を防止するだけでなく、回復させる作用もあることが示唆されたことはPAI-1阻害薬の抗加齢作用として極めて重要な知見であると考えております。

iv 長寿家系の疫学的調査

米中西部に暮らすキリスト教の一派アーミッシュ¹⁸⁾の人々の健康な老い方については、10年以上にわたって研究が行われました。米国ノースウェスタン大学、東北大学との共同研究で、アーミッシュコミュニティーの人々を調査し、PAI-1遺伝子を持たない人は、持っている人に比べて10年長生きすることを見出しました(Science Advances 3: eaao1617, 2017. doi: 10.1126/sciadv.aao1617)。この事実は、2017年11月にニューヨーク・タイムズを始め(THE NEW YORK TIMES, NOVEMBER 21, 2017)、多くの新聞で報道されました。さらに、アーミッシュのヒトと同じPAI-1遺伝子の異常を有するマウスの寿命は、正常のマウスに比べて20%程度長いことも示されました(J Clin Invest, in press)。

v 世界長寿コンペティションXPRIZE Healthspan

PAI-1阻害薬RS5614の抗加齢・長寿作用に基づき、「老化細胞を除去し、がん化を促進する事なく老化関連疾患を抑制する新たな新規低分子医薬品」のコンセプト(Senolytic drug¹⁹⁾)でXPRIZE Healthspan²⁰⁾に参加し、TOP40(セミファイナリスト)に入賞し(<https://www.xprize.org/prizes/healthspan>)、現在、セミファイナル臨床試験²¹⁾を東北大学、米国ノースウェスタン大学、サウジアラビアキング・アブドラ国際医療研究センター(King Abdullah International Medical Research Center : KAIMRC)、東海大学、広島大学など国内外の研究機関及び医療機関と共同で実施中です(予定患者数である20例の登録を完了)。

XPRIZE Healthspanは、人間の老化や長寿に対する治療アプローチに革命を起こし、健康寿命を積極的に10年以上延伸することを目的とし、2030年までに健康寿命を延ばすことができた研究チームに対して、総額1億米ドルを支払うという長寿を課題としたコンペティションで、世界から600を超える応募があり、人間の長寿に対する治療アプローチとして、食事療法、運動療法、サプリメント、機能性食品、低分子医薬品、バイオ医薬品、遺伝子治療、医療機器(電気医療機器、磁気医療機器)など様々なモダリティが提案されました。

XPRIZE Healthspanセミファイナリストは、2026年3月末までに1年以内のセミファイナル臨床試験を実施し、その報告書をXPRIZE Healthspan評価委員会に提出します。このセミファイナル臨床研究成績を基に、2026年8月にTOP10(ファイナリスト)が選出され(賞金100万米ドル)、最終コンペティションのための4年のファイナル臨床研究²²⁾が実施されます。ファイナル臨床研究を実施したTOP10のチームの中で最も優れた研究に対しては、寿命を延ばした年数に応じて賞金が与えられます(最大8,100万米ドル)。

(2) 本プログラムの目的

当社は、PAI-1阻害薬RS5614に関して、これまで国内でのがんや肺疾患を対象とした開発を進めてまいりましたが、上述するように、今後大きな国際的な規模での事業性が期待される抗加齢・長寿分野での研究開発並びに事業を展開できる可能性に当社は期待しています。現時点で

は、PAI-1阻害薬RS5614は、がんなどを対象とした医療用医薬品として開発しているので、がんなど個々の疾患に対する治療の適応をとるための臨床試験（治験）を実施しています。一方、超高齢化を背景に急成長しているセルフメディケーション分野、OTC医薬品²³⁾、動物医薬品などの重要なテーマである抗加齢・長寿分野において、当社が開発したPAI-1阻害薬RS5441の男性型脱毛症及び加齢性脱毛症外用薬としての実例もあり、当社のPAI-1阻害薬RS5614は、がんで薬事承認を受けた後に、オフラベルユーズ²⁴⁾として抗加齢・長寿医薬品が使用されることも期待されます。さらに、感覚器（皮膚科など）あるいは骨格筋領域の医療用医薬品やOTC医薬品、動物医薬品（イヌ、ネコ）への事業展開の可能性も考えられます。

これまでの抗加齢・長寿の方法は食事療法、運動療法、サプリメント・健康食品などが大半でしたが、今後は新たな医薬品（内服薬）など新規治療法の創出が強く期待されています。当社のPAI-1阻害薬RS5614は、1日1回の内服（経口服用）で抗加齢・長寿の可能性を有する新薬候補であり、研究と事業の拡大を図ることは、当社の目標実現のみならず、超高齢化という社会的及び医学的に大きな課題に貢献することにも繋がると考えており、さらには当社の企業価値の向上の観点からも大きく貢献できることが期待されます。

当社は、米国ノースウェスタン大学、サウジアラビアキング・アブドラ国際医療研究センター、台湾台北医科大学など複数の国の研究・医療機関からも、それぞれの国でのPAI-1阻害薬RS5614の抗加齢・長寿に基づく事業展開を含めた共同研究の依頼を受けており、既にいくつかのパートナーとは連携協定を締結しておりますので、速やかな国際的研究並びに事業の展開が可能になりつつあります。

当社は、PAI-1阻害薬RS5614に関しては、これまで国内でのがんや肺疾患を対象とした開発を進めてまいりましたが、今後大きな国際的な規模での事業性が期待される抗加齢・長寿分野での研究開発並びに事業の展開を図っていくにあたり、米国やサウジアラビア、アジアなど日本以外の国での早期の薬事承認のための臨床試験（前記（1）②記載の希少がんを対象とした第Ⅲ相試験やがん種の適応を拡大のための第Ⅱ相試験等）、前記（1）③記載のXPRIZE Healthspanのための臨床試験、上記のPAI-1阻害薬RS5614の更なる事業展開のための感覚器や骨筋肉領域の医療用医薬品の非臨床試験及び動物医薬品の非臨床試験や臨床試験を実施する必要があることを強く認識しています。一方、2025年第三四半期の財政状況、現預金残高（約15億6千5百万円（2025年9月30日現在））を考慮すると、これらの事業を展開した上で、企業価値を向上させ、現在の機会を充分に活用し、更なるがんや長寿の革新的な研究や事業を実施する為の資金としては不十分と考えております。これらの施策を実施するための資金を調達すべく、この度、第三者割当による資金調達を実施することとしました。

なお、上述の事情から2025年5月のXPRIZE Healthspanセミファイナリスト入賞以降、当社が資金調達を検討していたところ、XPRIZE Healthspanセミファイナリスト入賞の経緯を知った国外の複数の投資家から第三者割当を介した今般の資金調達（以下「本資金調達」という。）に関する提案を受けました。今回の割当予定先であるHCMからも2025年5月に初期的な提案があり、同社の本邦上場企業に対する投資実績や投資方針に鑑み、当社として同社との間で本格的に資金調達に関する協議を開始することを決定し、今後の事業戦略、資金調達のニーズを踏まえ、具体的な資金調達手法についての協議を行いました。その結果、本資金調達のスキームについて合意するに至ったため、HCMが資産運用を行うCVI Investments, Inc.を割当予定先として決定いたしました。

（用語解説）

¹⁾健康寿命

心身ともに健康で自立して生活できる期間をいいます。平均寿命から介護状態にある期間（寝たきりや認知症など）を差し引いた期間を健康寿命と称しています。日本を含む先進国では超高齢化が進み、平均寿命と健康寿命の差が約10年あることが大きな課題となっています。

²⁾プラスミノーゲンアクチベーターインヒビター（PAI）-1阻害薬RS5614

PAI-1は線溶系に関与するタンパク質で、血栓溶解のみならず線維化、炎症など様々な病態への関与が報告されています。我々はPAI-1阻害薬の臨床応用に向けて低分子経口阻害薬を開発しました。PAI-1のX線結晶構造解析情報を基にコンピューター工学を用いてヒット化合物を取得し、約1,400の誘導体の中から医薬品候補化合物（RS5614）を得て、GMP合成／製剤化、GLP安全性試験、医師主導治験（第Ⅰ相～第Ⅲ相）を実施しました。得られたPAI-1阻害薬を用いた非臨床試験から、がんや老化などPAI-1阻害薬の臨床応用に向けての新たな着想が得られ、種々の医師主導治験で確認されています。

³⁾免疫チェックポイント阻害薬

過剰な免疫反応は有害ですので、体内にはそれを抑える機構が備わっています。免疫に対してブレーキ機能を担う分子は免疫チェックポイント分子と呼ばれています。実は、がんはこの免疫チェックポイント分子を悪用することで自分自身に対する免疫が働かないようにしています。抗体医薬である抗PD-1抗体など免疫チェックポイント阻害薬は、免疫チェックポイント分子を阻害することでこのブレーキを解除し、がんに対する免疫応答を賦活化します。抗がん剤はがん細胞を直接殺傷します。これに対して免疫チェックポイント阻害薬は生体内の免疫チェックポイント分子を阻害して、もともと体が持つ免疫を活性化してがんを攻撃します。

⁴⁾抗PD-1抗体

プログラム細胞死1 (PD-1) という免疫チェックポイント分子を標的とする抗体医薬（ヒト型抗ヒトPD-1モノクローナル抗体）で、免疫系の抑制解除による抗がん作用を狙った医薬品です。代表的な免疫チェックポイント阻害薬のニボルマブです。

⁵⁾免疫療法

がんの治療には、①手術療法、②放射線療法、③化学療法（抗がん剤）、④免疫療法があり、4大治療法と呼ばれています。このうち免疫療法は体に備わっている免疫本来の力を利用してがんを攻撃する治療法です。様々な免疫療法が提案されました。効果が証明された免疫療法の中でも免疫のブレーキを阻害する免疫チェックポイント阻害薬が主なものです。

⁶⁾抗CTLA-4抗体

細胞傷害性Tリンパ球抗原-4 (CTLA-4) という免疫チェックポイント分子を標的とする抗体医薬（ヒト型抗ヒトCTLA-4モノクローナル抗体）で、ニボルマブとは異なる標的の免疫チェックポイント阻害薬です。

⁷⁾アンメットニーズ

有効な治療法がない疾患や、既存の治療法では十分な効果が得られない、あるいは患者負担が大きい疾患など、新たな治療法が強く求められている医療ニーズを意味します。

⁸⁾細胞老化 (Senescence)

生物の細胞は、細胞老化と呼ばれる現象のために、無制限に増殖することはできません。細胞老化とは、テロメア短縮、DNA損傷、がん遺伝子の活性化などにより細胞周期が不可逆的に停止し、増殖を停止する現象です。老化細胞は増殖しませんが、炎症性サイトカインなどを分泌して周囲の正常細胞の老化を誘発し、加齢性疾患の原因となるため、除去することで臓器の機能改善や健康寿命の延長が期待されており、研究が進められています。

⁹⁾テロメア長

テロメアは染色体の末端に存在する構造で、細胞分裂のたびに短縮することが知られています。テロメア長は細胞の寿命や老化と密接に関連しており、その維持は健康や加齢に伴う疾患の予防に重要な役割を果たします。

¹⁰⁾細胞周期調節因子

老化細胞は細胞周期が停止していますが、静止細胞と異なり老化細胞はどのような生理学的刺激を受けても細胞周期を再開することができません。細胞周期の停止には、p53、p21、p16^{ink4a}などの因子が関与しており、老化細胞のバイオマーカーともなっています。

¹¹⁾老化関連β-ガラクトシダーゼ (SA-β-gal) 染色

SA-β-gal は、細胞が老化する過程でリソソームに蓄積される酸性β-ガラクトシダーゼのことです。老化細胞では、この酵素の活性が上昇するため、老化の指標として利用されます。

¹²⁾細胞老化随伴分泌現象 (SASP : senescence-associated secretory phenotype)

老化細胞から分泌されるIL-6などの炎症性サイトカイン、サイトカイン、ケモカイン、増殖因子、プロテアーゼを含む分子群で、老化バイオマーカーの一つとして位置づけられます。

¹³⁾DNA損傷応答

DNA二本鎖断裂などのDNA損傷は、細胞老化で見られる特徴の一つです。老化細胞では持続的なDNA損傷応答がみられ、最終的に細胞周期の停止を誘導します。

¹⁴⁾老化バイオマーカー

老化細胞のバイオマーカーとして、細胞周期調節因子（p53、p21、p16^{INK4a}）、老化関連β-ガラクトシダーゼ（SA-β-gal）染色、細胞老化随伴分泌現象（SASP）、DNA損傷応答などが知られています。当社の開発したPAI-1阻害薬RS5614は、これら老化バイオマーカーを改善することが国外の研究から報告されています。

¹⁵⁾ハッチンソン-ギルフォード症候群

早老症は、幼い頃から体が実際より早く老化する病気の総称です。ウェルナー症候群、ハッチンソン-ギルフォード症候群など約10種類の疾患が含まれます。ハッチンソン-ギルフォード症候群は、遺伝性早老症の中でも特に症状が重い疾患で、動脈硬化による脳や心臓の重篤な血管障害が10代で起こることが多く、平均寿命は14.6歳と報告されています。

¹⁶⁾klothoマウス

klothoマウスは寿命が8～10週と短く、その短い寿命の間に骨粗鬆症や動脈硬化というようなヒトの老化症状に類似した多彩な症状を示します。この表現型は一種の早老症と考えられ、ヒト老化のモデル動物としての可能性が注目されています。

¹⁷⁾ウェルナー症候群

思春期以降に「白髪・白内障・難治性潰瘍」など、実年齢よりも老化が促進された症状を呈する早老症の1つで、常染色体劣性遺伝疾患です。

¹⁸⁾アーミッシュ

アメリカ合衆国の中西部などに居住する集団であり、移民当時の生活様式を保持し、農耕や牧畜によって自給自足の生活をしています。

¹⁹⁾Senolytic drug

がん化を促進する事なく老化関連疾患を抑制することをsenolyticsといい、その作用を有する医薬品をsenolytic drugといいます。老化（senescence）と対抗（lytics）を組み合わせた言葉で、「老化防止」を意味します。

²⁰⁾XPRIZE Healthspan

健康寿命を延ばすことができた研究チームに対して、総額1億米ドルを支払うという世界的なコンペティションです。このコンペティションは、XPrize財団が主催し、人間の老化や長寿に対する治療アプローチに革命を起こし、健康寿命を積極的に10年以上延伸するという挑戦的な課題に取り組むことを目的とします。同財団は、これまで世界初の民間による月面探査、二酸化炭素（CO₂）の回収・貯留技術のコンペティションを行うなど、人類に利益を与える技術の開発や、世界が直面する課題の解決を目的とした賞金を懸けた幾つかのコンペティションを実施してきました。

²¹⁾セミファイナル臨床試験

セミファイナル臨床試験は短期間（4週～8週）、小規模（5～20人）の臨床研究であり、ファイナル臨床試験の実現可能性を示すための試験と位置付けられます。セミファイナル臨床試験では、チームは実施医療機関と連携し、4年間のファイナル臨床試験の実現可能性を支持するための小規模試験を実施します。XPRIZE Healthspan評価委員会では、適切な倫理委員会等での協議と承認、試験のための医療機関との連携、治療薬の入手と投与、科学的データの収集と管理、報告書など総合的に評価します。短期間、小規模試験なので有効性を証明する必要はありません。

²²⁾ファイナル臨床試験

50歳以上の100名程度（200名以内）を対象とし、1年間の治療介入効果を評価する計4年間のプラセボ対照臨床研究となります。対照群と比較して、治療介入群が設定された3つの評価機能（筋肉、認知、免疫）すべてにおいて、少なくとも10年以上の機能改善を実証することを目的とします。

²³⁾OTC医薬品

医師に処方してもらう「医療用医薬品」ではなく、薬局やドラッグストアなどで処方箋なしで購入できる「要指導医薬品」と「一般用医薬品」のことをいいます。要指導医薬品は、OTC医薬品として初めて市場に登場したもので慎重に販売する必要があることから、薬剤師が当該医薬品に関する説明を行うことが義務付けられています（インターネット等での販売は難しい）。要指導医薬品以外のOTC医薬品を一般用医薬品といいます（分類によっては薬剤師の説明が必要）。

²⁴⁾オフラベルユーズ

医薬品が承認されている効能・用法・用量以外で使用することをいいます。たとえば、対象・投与方法・用量の変更などが該当します。

3. 本プログラムによる資金調達を選択した理由

当社は、上記「2. 本プログラム導入の目的」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討していましたところ、割当予定先から本資金調達の提案を受けました。当社は、本普通株式及び本新株予約権の発行により、当社の資金需要に対し一定の金額を発行時点で調達することができるため、また、残りの必要金額については本新株予約権の行使により株価に配慮した形での調達が可能となるため、今般の資金調達を選択いたしました。また、当社は今回の資金調達に際し、以下の「（本資金調達の特徴）」及び「（他の資金調達方法との比較）」に記載されている点を総合的に勘案した結果、本資金調達による資金調達方法が、既存株主の利益に配慮しながら当社の将来の資金ニーズに対応しうる、現時点において最適な選択肢であると判断し、本手法を採用することいたしました。

（本資金調達の特徴）

[メリット]

- ① 本普通株式の発行により、証券の発行時に一定の資金調達が可能となり、上記「2. 本プログラム導入の目的」に記載した事業戦略を遅滞なく円滑に遂行することが可能となります。
- ② エクイティ・プログラム契約という形態を取ることで、一度に全株を発行する場合と比べ、株価インパクトの分散化が可能となります。また、当社が予定する将来の事業進捗をより織り込んだ株価によって発行ができる可能性が高まるため、既存株主の保有する株式価値が向上することが期待され、既存株主の希薄化等に対してもより配慮した設計となります。
- ③ 本新株予約権の発行により、将来的な自己資本の拡充が期待可能でありつつも、段階的に行使が行われることが期待できるため、株価インパクトの分散化が可能となります。
- ④ 本新株予約権には、行使価額の修正条項が付されておりません。本新株予約権の行使価額は各回発行決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の95%に相当する金額に設定されており、資金調達の蓋然性が期待できます。なお、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権や新株予約権付社債等を当社が新たに発行する場合で、当該新株予約権の当初行使価額等が本新株予約権の行使価額を下回る場合には、本新株予約権に付された調整規定の適用により、本新株予約権の行使価額は、新たに発行される新株予約権又は新株予約権付社債の行使価額又は転換価額と同額になるよう下方調整されます。但し、エクイティ・プログラム契約に基づいて割当予定先に対して発行する第2回発行から第4回発行に係る本普通株式及び本新株予約権の発行等、本新株予約権の発行要項に定められた一定の例外に該当する場合には、下方調整はされません。
- ⑤ 本普通株式の発行により発行される当社普通株式は最大1,065,200株（第1回目の発行につき275,000株、第2回目の発行乃至第4回目の発行につき各263,400株）、本新株予約権の目的である当社普通株式数は最大692,300株（第1回目の発行による本新株予約権について最大178,700株、第2回目の発行乃至第4回目の各発行による本新株予約権についてそれぞれ最大171,200株）でそれぞれ固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されているため、希薄化の規模が当初予定より増加することはありません。
- ⑥ 本普通株式による調達資金、本新株予約権による調達金額のうち行使の対象となった金額はいずれも資本性の資金となるため、財務柔軟性が向上します。

[デメリット]

- ① 本普通株式及び本新株予約権の発行は、上記「I. 株式及び新株予約権発行プログラム 1. 本プログラムの内容」に記載のとおり、本発行条件の成就を条件としており、当該条件が成就されな

い場合、本普通株式及び本新株予約権の発行による資金調達の一部が実現しない可能性があります。

- ② 本普通株式については即座の資金調達が可能ですが、本新株予約権については、新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に発行を予定する金額の満額の資金調達が行われるわけではなく、また資金調達の時期についても不確実性があります。
- ③ 市場環境に応じて、本新株予約権の行使完了までには一定の期間が必要となります。また、当社の株式の流動性が減少した場合には、行使完了までに時間がかかる可能性があります。
- ④ 株価が本新株予約権の行使価額を下回って推移した場合、割当予定先による本新株予約権の行使が期待できないため、事実上資金調達ができない仕組みとなっております。特に、本新株予約権については、行使価額修正型の新株予約権と比べて、その行使の蓋然性は相対的に低くなっています。
- ⑤ 株価が本新株予約権の行使価額を超えている場合でも、割当予定先が本新株予約権を行使することは限らず、資金調達の時期には不確実性があります。

(他の資金調達方法との比較)

- ① 公募増資等により一度に全株を発行すると、一時に資金を調達できる反面、希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。また、一般投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうかが不透明であり、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。
- ② 普通社債又は借り入れによる資金調達では、利息負担が生じ、調達金額が全額負債として計上されるため、本第三者割当において調達するのと同規模の資金を全て負債により調達した場合、財務健全性が低下する可能性があります。今後の事業戦略推進において、緊急の資金需要が生じた場合に備えて迅速に有利子負債による資金調達を行う選択肢を残す観点からも、普通社債の発行又は借り入れにより調達することは現時点における現実的な選択肢ではないと判断いたしました。
- ③ 株主割当増資では出資を履行した株主との間では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうかが不透明であり、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。
- ④ いわゆるライツ・イシューには、発行会社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、発行会社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、当社は最近2年間において経常赤字を計上しており、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第304条第1項第3号aに規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。
- ⑤ 行使価額修正条項付の新株予約権には、様々な設計がありますが、その行使価額は下方にも修正される形が一般的です。行使価額修正条項付の新株予約権は行使の蓋然性が高まる一方、資金調達の金額が当初の予定を下回ることも珍しくありません。今般の資金調達に際しては、本普通株式の発行により当面必要な資金を調達しつつ、本新株予約権については行使価額を固定することにより、既存株主の株式価値を損なうことなく、追加的な資金調達を当初の予定どおりの金額規模で達成できる見込みです。このように、行使価額が下方修正されるタイプの修正条項付の新株予約権に比べて、想定どおりの金額での資金調達を実現できる可能性が高いという意味で、本新株予約権は当社の資金需要に合致した資金調達方法であると考えております。
- ⑥ 転換社債型新株予約権付社債は、発行当初に資金調達が可能となるものの、その全額が当初負債となり、その後の転換状況も株価に依拠することとなります。株価の状況等により行使が進まなければ、負債であるため、当社の財務の健全性を害することから今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。
- ⑦ 第三者割当により一度に当社普通株式のみを発行する場合、一時に資金調達を可能とする反面、1株当たり利益の希薄化も一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること、また現実的に本スキームと同規模の金額を一度に引き受ける投資家を見つけることは困難であることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

4. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 名称	CVI Investments, Inc.	
② 所在地	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands	
③ 設立根拠等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
④ 組成目的	投資	
⑤ 組成日	2015年7月1日	
⑥ 出資の総額	開示の同意が得られていないため、記載しておりません。	
⑦ 出資者・出資比率・出資者の概要	開示の同意が得られていないため、記載しておりません。	
⑧ 業務執行組合員の概要	名称	Heights Capital Management, Inc.
	所在地	アメリカ合衆国、19801、デラウェア州、 ウィルミントン、スイート715、1201Nオレンジストリート、ワン・コマース・センター
	代表者の役職・氏名	President Martin Kobinger
	事業内容	投資
	資本金	開示の同意が得られていないため、記載しておりません。
⑨ 国内代理人の概要	名称	該当ありません。
	所在地	該当ありません。
	代表者の役職・氏名	該当ありません。
	事業内容	該当ありません。
	資本金	該当ありません。
⑩ 当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当ありません。
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当ありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当ありません。

- (注) 1. 割当予定先の概要の欄は、2025年11月28日現在のものであります。
2. 当社は、割当予定先との間で締結したエクイティ・プログラム契約において、割当予定先から、割当予定先及びその主な出資者が反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力と何らの関係ない旨の表明保証を受けています。さらに、割当予定先及びその業務執行組合員について、反社会的勢力であるか否か、並びに割当予定先及びその業務執行組合員が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、独自に専門の第三者調査機関であるリスクプロ株式会社（代表取締役：小板橋仁、本社：東京都千代田区九段南二丁目3番14号靖国九段南ビル2F）に調査を依頼し、2025年8月29日に同社より報告を受けております。当該報告において、割当予定先若しくはその業務執行組合員が反社会的勢力である、又は割当予定先若しくはその業務執行組合員が反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上により、当社は、割当予定先並びにその業務執行組合員及び主な出資者が反社会的勢力と一切の関係がないと判断し、これに係る確認書を東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

上記「2. 本プログラム導入の目的」をご参照ください。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先との間で、本プログラムにより発行される本普通株式及び本新株予約権の行使により取得する当社普通株式について、継続保有に関する取り決めはありません。なお、当社代表取締役会長兼社長の宮田敏男が、HCMのAsia Pacific地域投資責任者を通じてInvestment ManagerであるMartin Kobinger氏より、本普通株式及び本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関する割当予定先の保有方針は、純投資であると書面で確認しております。なお、割当予定先は、中長期投資ができる余裕を持つ機関投資家として広く知られており、当社にとって将来の成長を加速するための資本パートナーとなると考えております。このため、エクイティ・プログラム契約上、割当予定先の実質的保有株式に係る議決権数が、当社の議決権総数の9.9%を上回ることとならないようする旨を盛り込んでおります。当社は、割当予定先より、全4回それぞれの第三者割当の払込みから2年以内に本普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、並びに当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先から、割当予定先が作成し、PricewaterhouseCoopers LLP (所在地: 2001 Market Street, Suite 1800, Philadelphia, Pennsylvania 19103) が監査した2024年12月期の監査済財務諸表を受領しており、割当予定先との間で締結したエクイティ・プログラム契約において、割当予定先より払込みに要する十分な財産を保有する旨の表明を受けています。また、当社代表取締役会長兼社長の宮田敏男が、HCMのAsia Pacific地域投資責任者を通じてInvestment ManagerであるMartin Kobinger氏に対する書面による確認により払込みにあたって十分な資産があること及び自己資金での払込みであることを2025年11月4日に確認しており、割当予定先に割り当てられる本普通株式及び本新株予約権の発行に係る払込みに十分な財産を有することを確認しております。なお、割当予定先は、Susquehanna International Groupが有する自己資金で運用する機関投資家です。

5. 本発行登録の概要

当社は、以下のとおり本日付で、第1回第三者割当による本普通株式及び本新株予約権の発行を含む、本プログラムに基づく計4回の本普通株式及び本新株予約権の発行に係る発行登録書を提出しております。

【本普通株式に係る発行登録書】

(1) 募集有価証券の種類	当社普通株式
(2) 発行予定期間	発行登録の効力発生予定日から1年を経過する日まで (2025年12月6日～2026年12月5日)
(3) 発行予定額	2,500,000,000円を上限とします。 (注1)
(4) 募集方法	割当予定先に全ての普通株式を割り当てます。
(5) 調達資金の使途	下記「II. 第三者割当による新株式及び新株予約権発行 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定期間」に記載のとおり。

(注) 1. 本プログラムに基づき合計4回にわたって発行される本普通株式合計1,065,200株についての発行価額の上限額を記載したものであり、実際の発行価額は、株価動向等により、上記金額を下回る可能性があります。なお、発行予定額の上限については、当社の過去の3か月間(2025年8月28日～2025年11月27日)の株価レンジ1,577円～2,280円の仲値(1,976円、小数点以下切捨て)に130%を乗じた価格(2,569円)を基準株価と設定し、当該基準株価の91%(小数点以下切上げ)に本プログラムに基づき第1回目の発行において発行される本普通株式合計275,000株を乗じて算出された金額と、当該基準株価の95%(小数点以下切上げ)に本プログラムに基づき第2回乃至第4回第三者割当において発行される本普通株式合計790,200株を乗じて算出された金額の合計金額(1億円未満切捨て)を記載しております。

【本新株予約権に係る発行登録書】

(1) 募集有価証券の種類	新株予約権証券
(2) 発行予定期間	発行登録の効力発生予定日から1年を経過する日まで (2025年12月6日～2026年12月5日)
(3) 発行予定額	1,600,000,000円を上限とします。 (注2)

(4) 募集方法	割当予定先に全ての新株予約権証券を割り当てます。
(5) 調達資金の使途	下記「II. 第三者割当による新株式及び新株予約権発行 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に記載のとおり。

(注) 2. 本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額（行使価額）の合計額を合算した金額の上限を記載しております。なお、上記金額は、本プログラムに基づき合計4回にわたって発行される本新株予約権6,923個（潜在株式数：692,300株）についての上限額を記載するものであるところ、前述のとおり、本新株予約権の1株当たりの行使価額については、直前取引日終値の95%に相当する金額とする予定であり、実際の金額は、株価動向等により、上記金額を下回る可能性があります。発行予定額の上限については、第2回目の発行乃至第4回目の発行に係る本新株予約権の払込金額が第1回目の発行と同じであると仮定し、当該金額に、本プログラムに基づき発行される本新株予約権数6,923個を乗じて算出された金額に、当社の過去3か月間（2025年8月28日～2025年11月27日）の株価レンジ1,577円～2,280円の仲値（1,976円、小数点以下切捨て）に130%を乗じた価格（2,569円）を基準株価と設定し、当該基準株価の95%（小数点以下切上げ）に本プログラムに基づき発行される本新株予約権6,923個の潜在株式数692,300株を乗じて算出された金額を合算した金額（1億円未満切捨て）に基づいて算出しております。

II. 第三者割当による新株式及び新株予約権発行

1. 募集の概要

本プログラムにおける一連の第三者割当（第1回目の発行乃至第4回目の発行）による本普通株式及び本新株予約権の発行のうち、2025年11月28日開催の取締役会決議による第1回第三者割当に係る新株式及び新株予約権の発行の概要は以下のとおりです。

（1）第1回第三者割当に係る本普通株式発行の概要

① 払込期日	2025年12月15日
② 発行新株式数	普通株式275,000株
③ 発行価額	1株につき金1,818円
④ 調達資金の額	499,950,000円
⑤ 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
⑥ 割当予定先	CVI Investments, Inc.
⑦ その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく発行登録の効力発生及び発行登録追補書類の提出を条件とします。

（2）第1回第三者割当に係る本新株予約権発行の概要

① 割当日	2025年12月15日
② 新株予約権の総数	1,787個（新株予約権1個につき100株）
③ 発行価額	新株予約権1個当たり1,937円
④ 当該発行による潜在株式数	178,700株
⑤ 調達資金の額	342,634,019円 (内訳) 新株予約権発行分 3,461,419円 新株予約権行使分 339,172,600円
⑥ 行使価額	1株当たり1,898円
⑦ 権利行使期間	2025年12月16日から2029年6月15日まで なお、行使期間最終日が営業日でない場合はその前営業日を最終日とします。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日については、本新株予約権行使することができません。「営業日」とは、東京における銀行の営業日（土曜日、日曜日、東京における法定の休日又は東京の銀行が法令

	又は行政規則により休業することが義務づけられ、若しくは許可されている日を除きます。) をいいます。
⑧ 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
⑨ 割当予定先	CVI Investments, Inc.
⑩ その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく発行登録の効力発生及び発行登録追補書類の提出を条件とします。

2. 募集の目的及び理由

(1) 第1回第三者割当の目的

当社は、上記「I. 株式及び新株予約権発行プログラム 2. 本プログラム導入の目的」に記載のとおり、当社の将来の成長と安定的な財務基盤の構築の実現を図るため、本プログラムに基づく資金調達を行うものであります。

(2) 第1回第三者割当による資金調達を選択した理由

上記「I. 株式及び新株予約権発行プログラム 3. 本プログラムによる資金調達を選択した理由」に記載のとおり、本プログラムに基づく資金調達は、既存株主の利益に配慮しながら当社の将来の資金ニーズに対応しうる、現時点において最適な選択肢であると考えております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
842,584,019	15,000,000	827,584,019

- (注) 1. 上記の金額は、第1回第三者割当により発行される本普通株式及び本新株予約権に係る払込金額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。
2. 本新株予約権の行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び本新株予約権の保有者がその権利を喪失した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
4. 発行諸費用は、主に、弁護士費用、及びその他事務費用（印刷事務費用、登記費用）等からなります。

なお、本プログラム全体によって調達する資金の見込総額（差引手取概算額）は、次のとおりです。

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
3,327,144,851	60,000,000	3,267,144,851

- (注) 1. 上記の金額は、上記「I. 株式及び新株予約権発行プログラム 1. 本プログラムの内容」に記載の第1回目の発行乃至第4回目の発行により発行される本普通株式及び本新株予約権に係る払込金額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。上記払込金額の総額に関して、各発行の内訳は以下のとおりとなります。なお、第2回目の発行乃至第4回目の発行に係るものは、本普通株式の払込金額が2025年11月28日の直前取引日終値の95%に相当する金額（円未満切上げ）であると仮定し、本新株予約権の払込金額が第1回目の発行と同じであると仮定し、本新株予約権の行使価額が2025年11月28日の直前取引日終値の95%に相当する金額（円未満切上げ）であると仮定した場合の見込額であり、実際の金額は、各発行の発行条件を決定する取締役会決議において、それぞれ、本普通株式の払込金額は、第1回目の発行については第1回発行決議日の直前取引日終値の91%に相当する金額（円未満切上げ）、第2回目の発行乃至第4回目の発行については各回発行決議日の直前取引日終値の95%に相当する金額（円未満切上げ）、本新株予約権の払込金額は第三者評価機関が算定した本新株予約権の評価額、本新株予約権の行使価額は各回発行決議日の直前取引日終値の95%に相当する金額（円未満切上げ）とする予定です。

- ① 第1回目の発行により発行される本普通株式に係る払込金額の総額

- 499,950,000円
- ② 第2回目の発行により発行される本普通株式に係る払込金額の総額
499,933,200円
- ③ 第3回目の発行により発行される本普通株式に係る払込金額の総額
499,933,200円
- ④ 第4回目の発行により発行される本普通株式に係る払込金額の総額
499,933,200円
- ⑤ 第1回目の発行により発行される本新株予約権に係る払込金額の総額
3,461,419円
- ⑥ 第2回目の発行により発行される本新株予約権に係る払込金額の総額
3,316,144円
- ⑦ 第3回目の発行により発行される本新株予約権に係る払込金額の総額
3,316,144円
- ⑧ 第4回目の発行により発行される本新株予約権に係る払込金額の総額
3,316,144円
- ⑨ 第1回目の発行により発行される本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額
339,172,600円
- ⑩ 第2回目の発行により発行される本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額
324,937,600円
- ⑪ 第3回目の発行により発行される本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額
324,937,600円
- ⑫ 第4回目の発行により発行される本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額
324,937,600円
2. 本新株予約権の行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び本新株予約権の保有者がその権利を喪失した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
4. 発行諸費用は、主に、弁護士費用、及びその他事務費用（印刷事務費用、登記費用）等からなります。

（2）調達する資金の具体的な使途

＜本プログラム全体により調達する資金に関する資金使途＞

本プログラム全体により調達する資金（差引手取概算額）の具体的な使途については、次のとおり予定しております。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
①希少がんの第Ⅲ相試験及びがん適応拡大の第Ⅱ相試験	1,800	2026年2月～2030年12月
②抗加齢・長寿臨床試験（XPRIZE Healthspan試験）	700	2025年12月～2030年1月
③抗加齢疾患の非臨床試験及び動物医薬品開発	417	2025年12月～2029年12月
④治験原薬、製剤費用	350	2026年2月～2029年12月
合計	3,267	—

（注）1. 調達資金を実際に支出するまで銀行口座で管理いたします。

2. 上記記載は、本プログラム全体で調達される手取金の使途について記載しております。本プログラムの詳細については、上記「I. 株式及び新株予約権発行プログラム 1. 本プログラムの内容」をご参照ください。本プログラム全体で調達される手取金は、本プログラム全体における払込金額の総額の見込額3,327,144,851円から、本プログラム全体に要する発行諸費用の概算額60,000,000円を差し引いた金額である3,267,144,851円を見込んでおります。なお、本プログラム全体における払込金額の総額の見込額3,327,144,851円は、第2回目の発行

乃至第4回目の発行に係るものは、当社普通株式の払込金額が2025年11月28日の直前取引日終値の95%に相当する金額（円未満切上げ）であると仮定し、当社新株予約権の払込金額が第1回目の発行と同じであると仮定し、当社新株予約権の行使価額が2025年11月28日の直前取引日終値の95%に相当する金額（円未満切上げ）であると仮定した場合の見込額です。実際の金額は、各発行の発行条件を決定する取締役会決議において、それぞれ、本普通株式の払込金額は、第1回目の発行については第1回発行決議日の直前取引日終値の91%に相当する金額（円未満切上げ）、第2回目の発行乃至第4回目の発行については各回発行決議日の直前取引日終値の95%に相当する金額（円未満切上げ）、本新株予約権の払込金額は第三者評価機関が算定した当社新株予約権の評価額、当社新株予約権の行使価額は各回発行決議日の直前取引日終値の95%に相当する金額（円未満切上げ）とする予定であり、実際の本プログラムによる調達資金の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は増加又は減少することがあります。

3. なお、上記2記載のとおり調達資金の総額等が減少した場合には、次の優先順位にて使途を実行いたします。
 - (i) 希少がんの第III相試験及びがん適応拡大の第II相試験
 - (ii) 抗加齢・長寿臨床試験（XPRIZE Healthspan試験）
 - (iii) 治験原薬、製剤費用
 - (iv) 抗加齢疾患の非臨床試験及び動物医薬品開発

上記表中に記載の各資金使途についての詳細と具体的な内容は以下のとおりです。

① 希少がんの第III相試験及びがん適応拡大の第II相試験

PAI-1阻害薬RS5614は、免疫系を活性化し、がん細胞や老化細胞の除去を促進させるなどの作用を有します。がんに対しては、国内で複数のがん種に対する治験を実施中です（悪性黒色腫第III相試験、慢性骨髄性白血病第III相試験、肺がん第II相試験、血管肉腫第II相試験）。まずは、日本や米国などで、早期承認のための希少がん（悪性黒色腫、血管肉腫）を対象とした第III相試験を実施し、薬事承認を取得することにより、本医薬品の上市と臨床応用を目指します。また、悪性黒色腫の第III相試験は既に日本で開始しているため、薬事承認に向けての国外でのブリッジング試験を複数の国の規制当局と協議中です。血管肉腫に関しては、日本で実施中の第II相試験が2026年春に終了する予定であるため、速やかな第III相試験に移行する予定です（国際共同治験として複数国での第III相試験を実施することも協議中）。並行して、がん種の適応を拡大し、将来の大きな市場を確保するためのがん（肺がん、膵臓がんなど）を対象とした臨床試験（第II相試験）を日本や米国で実施する予定です。

当社は、調達資金のうち、1,200百万円を希少がんの第III相試験の費用として見込んでおり、具体的には、悪性黒色腫の試験費用に600百万円と皮膚血管肉腫の試験費用に600百万円を見込んでおります。これら適応症は希少疾患であることから国外と連携することも想定して実施するため、国外でのブリッジング試験（悪性黒色腫）や国際共同多施設共同治験（血管肉腫）などを計画しており、これらの試験や治験の実施に必要な資金として充当します。また、600百万円をがん適応拡大のための肺がん（250百万円）や膵臓がん（350百万円）の第II相試験に充当します。今後開発に伴う詳細なスケジュール（医療機関、治験調整事務局等）が決まり次第、随時開示させていただく予定です。なお、本臨床試験について助成金などを取得した場合は、本資金調達による調達資金のうち、当該助成金相当分については、②抗加齢・長寿臨床研究の試験費用及び③抗加齢疾患における非臨床試験及び動物医薬品開発に充当する予定です。

② 抗加齢・長寿臨床試験（XPRIZE Healthspan試験）

PAI-1阻害薬RS5614は、がんで薬事承認を受けた後に、オフラベルユースで抗加齢・長寿医薬品として使用されることも想定されます。そのためにも、国際的な認知度や実績の蓄積が必要であり、XPRIZE Healthspanへの参加と国際共同での臨床試験を通して、本内服薬の抗加齢・長寿医薬品としての成果と評価が得られれば、国際的な事業展開が加速できることが期待されます。XPRIZE Healthspanセミファイナル試験は2025年8月から2026年3月末まで実施することを予定しており、このセミファイナル臨床研究成績の成績により、2026年8月にTOP10（ファイナリスト）が選出され、その後、4年間のファイナル臨床試験が2027年1月から2029年12月まで実施されます。

当社は、調達資金のうち、2025年12月から2026年12月にかけて100百万円をセミファイナ

ル臨床研究（非盲検試験で20名対象、日本）に、2026年12月から2030年1月にかけて600百万円をファイナル臨床試験（プラセボ対照二重盲検試験で100名対象、日本及び米国、サウジアラビアなど複数の国で実施計画）に、それぞれ充当する予定です。また、XPRIZE HealthspanのTOP10に入賞した際に受領する100万ドルも合わせてファイナル臨床試験にかかる費用に全て充当する予定です。今後開発に伴う詳細なスケジュール（医療機関、治験調整事務局等）が決まり次第、隨時開示させていただく予定です。なお、XPRIZE Healthspan試験が当社の想定どおり進捗しない場合には、①希少がんの第Ⅲ相試験及びがん適応拡大の第Ⅱ相試験または③抗加齢疾患における非臨床試験及び動物医薬品開発に充当する予定です。

セミファイナル試験及びファイナル試験の概要は以下のとおりです。

i セミファイナル臨床試験の目的 (XPRIZE Healthspan 公募要項から抜粋)

セミファイナル臨床試験は短期間（4週～8週）、小規模（5～20人）の臨床研究であり、ファイナル臨床試験の準備状況とアプローチの実現可能性を示すために使用されます。セミファイナル臨床試験では、チームは試験参加医療機関と連携し、4年間のファイナル臨床試験の実現可能性を支持するための小規模試験を実施します。XPRIZE Healthspan評価委員会では、適切な倫理委員会等での協議と承認、試験のための医療機関との連携、治療薬の入手と投与、科学的データの収集と管理、報告書など総合的に評価されます。短期間、小規模試験なので有効性を証明する必要はありません。

ii 当該チームのセミファイナル臨床試験概要

高血圧症、2型糖尿病、慢性腎臓病、高脂血症のいずれかを有し、症状が安定しており、重度の疾患がない50歳以上75歳以下の患者20例を対象に、PAI-1阻害薬RS5614を16週間投与した場合の安全性を確認する特定臨床研究²⁵⁾であり、東北大学を実施医療機関、広島大学、東海大学を協力機関として実施中です（予定患者数である20例の登録を完了）。短期間、対象者も少数なので有効性は期待できませんが、免疫機能、幹細胞機能、老化のバイオマーカーを用いて探索します。

【セミファイナル臨床試験の概要】

対象	高血圧症、2型糖尿病、慢性腎臓病、高脂血症のいずれかを有し、症状が安定しており、重度の疾患がない50歳以上75歳以下の患者
研究デザイン	非盲検、非対照、単施設臨床研究
症例数	20例
研究実施施設	東北大学病院
実施期間	jRCT公表日 ²⁶⁾ （厚生労働大臣届日）～2026年7月31日 登録期間：jRCT公表日（厚生労働大臣届日）～2025年9月30日、投与期間：4ヶ月間（16週）、観察期間：～2026年1月31日

iii ファイナル試験

XPRIZE Healthspan公募要項では、50歳以上の100名程度（200名以内）を対象とし、1年間の治療介入効果を評価する計4年間のプラセボ対照臨床研究となります。対照群と比較して、治療介入群が設定された3つの評価機能（筋肉、認知、免疫）すべてにおいて、少なくとも10年以上の機能改善を実証することが目的とされます。今後開発に伴う詳細なスケジュール（医療機関、治験調整事務局等）が決まり次第、隨時開示させていただく予定です。

③ 抗加齢疾患の非臨床試験及び動物医薬品開発

当社は、今後、感覚器あるいは骨筋肉領域の医療用医薬品やOTC医薬品、動物医薬品（イヌ、ネコ）の研究開発（非臨床試験、臨床試験）を実施する予定です。

RS5441の男性型脱毛症及び加齢性脱毛症外用薬としての実例もあり、今後PAI-1阻害薬RS5614の感覚器（皮膚科など）あるいは骨筋肉領域の医療用医薬品やOTC医薬品への可能

性に関して、必要な非臨床試験（動物試験）を東北大学、東海大学、東京科学大学、米国ノースウェスタン大学など国内外の公的研究機関と共同で実施する予定です。さらに、動物の抗加齢に伴う医薬品としての事業を進めるため、イヌ（関節炎、メラノーマ、血管肉腫など皮膚がん）やネコ（腎臓病）への有効性につき非臨床試験（安全性）や臨床試験を東北大学、東海大学、東京科学大学など公的研究機関と共同で実施予定です。

当社は、調達資金のうち、240百万円を抗加齢疾患の非臨床試験に、177百万円を動物医薬品開発（非臨床試験、臨床試験）に、2025年12月から2029年12月にかけてそれぞれ充当する予定です。

④ 治験原薬、製剤費用

当社は、がんの臨床試験、XPRIZE Healthspanの臨床試験、抗加齢・長寿研究（非臨床試験）、動物医薬品の非臨床試験や臨床試験に必要な治験原薬（GMP合成品）及び製剤を逐次必要に応じて製造する必要があります。また、日本以外の国（米国、サウジアラビア、台湾など）での使用を可能とするために各国の規制当局から承認が得られる基準での合成が必要です。

当社は、調達資金のうち175百万円をGMP治験原薬（約2回の治験原薬合成、1回約30kg合成）の製造費用として、175百万円をGMP治験原薬の製剤化費用（約5回の錠剤作成、1回あたり約180,000錠の作成を想定）として、2026年2月から2029年12月にかけてそれぞれ充当する予定です。

（用語解説）

²⁵⁾ 特定臨床研究

治験と特定臨床研究は、どちらも医薬品の有効性や安全性を評価するための臨床研究の一種ですが、目的や規制の対象が異なります。治験は、医薬品の製造販売承認を得るために行われる臨床試験を指し、特定臨床研究は、製造販売承認を得る目的ではなく、未承認または適応外の医薬品等を用いた臨床研究を指します。PAI-1阻害薬RS5614はヒトの医療用医薬品（医師の診断や処方箋に基づいて使用される医薬品で処方薬ともいう）として開発しているので、がんなど個々の疾患に対する治療の適応をとるための臨床試験（治験）を実施しています。一方、XPRIZE Healthspanのセミファイナル試験で取り組む抗加齢・長寿は医療用医薬品の対象とはならず、臨床試験も特定臨床研究として実施されます。

²⁶⁾ jRCT公表日

jRCT（Japan Registry of Clinical Trials）とは、日本国内で実施される特定臨床研究等を登録・公開する厚生労働省所管の公式データベースです。jRCT公表日とは、当該臨床研究の概要が同データベース上に公開された日を指します。

＜第1回第三者割当により調達する資金に関する資金使途＞

2025年11月28日開催の取締役会決議による第1回第三者割当による本普通株式及び本新株予約権の発行により調達する差引手取概算額827百万円の具体的な使途については、次のとおり予定しております。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
①希少がんの第Ⅲ相試験及びがん適応拡大の第Ⅱ相試験	500	2026年2月～2028年3月
②抗加齢・長寿臨床試験 (XPRIZE Healthspan試験)	200	2025年12月～2027年6月
③抗加齢疾患の非臨床試験及び動物医薬品開発	127	2025年12月～2027年3月
合計	827	—

（注）調達資金を実際に支出するまで銀行口座で管理いたします。

上記表中に記載の各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

① 希少がんの第Ⅲ相試験及びがん適応拡大の第Ⅱ相試験

RS5614のがん疾患への応用に関連して、当社は、日本や米国などで、早期承認のための

希少がん（悪性黒色腫、血管肉腫）を対象とした第Ⅲ相試験を実施するとともに、がん種の適応を拡大し、将来の大きな市場を確保するため、日本や米国などで、肺がんや膵臓がん等を対象とした臨床試験（第Ⅱ相試験）の実施を予定しております。当社は、2028年3月までに、第Ⅲ相で600百万円、第Ⅱ相では350百万円を支出する予定しております。そのうち500百万円を、第1回第三者割当による調達資金から、具体的には、第Ⅲ相に350百万円と第Ⅱ相に150百万円をそれぞれ充当する予定としております。具体的な開発の状況については、今後開発に伴う詳細なスケジュール（医療機関、治験調整事務局等）が決まり次第、隨時開示させていただく予定です。なお、上記の臨床試験について助成金などを取得した場合は、上記の本資金調達による調達資金500百万円のうち、当該助成金相当分については、下記の②抗加齢・長寿臨床試験の費用及び③抗加齢疾患の非臨床試験及び動物医薬品開発のための費用に充当する予定です。

② 抗加齢・長寿臨床試験（XPRISE Healthspanセミファイナル特定臨床研究）

当社は、PAI-1阻害薬RS5614の抗加齢・長寿への応用の領域において、XPRISE Healthspanセミファイナリストに選出されており、2026年3月末までにセミファイナル臨床試験を実施し、その報告書をXPRISE Healthspan評価委員会に提出する必要があります。XPRISE Healthspanのセミファイナル臨床試験は2025年8月から2026年3月末まで実施することを予定しており、調達資金のうち、100百万円を2025年12月から2026年3月にかけて当該臨床試験の費用に充当する予定です。さらに、TOP10（ファイナリスト）に選出された場合には、最終コンペティションのためのファイナル臨床研究の実施が必要となります。この場合のファイナル試験は2027年1月ごろから開始する予定であり、調達資金のうち100百万円を、2026年12月から2027年6月にかけてファイナル試験の費用に充当する予定です。なお、XPRISE Healthspanのコンペティションが当社の想定どおり進捗せず、当社がファイナリストに選出されない場合には、当該100百万円については、上記の①希少がんの第Ⅲ相試験及びがん適応拡大の第Ⅱ相試験及び③抗加齢疾患の非臨床試験及び動物医薬品開発のための費用に充当する予定です。

③ 抗加齢疾患の非臨床試験及び動物医薬品開発

当社は、PAI-1阻害薬RS5614の更なる事業展開のために、加齢疾患の医療用医薬品の非臨床試験及び動物医薬品の非臨床試験や臨床試験を実施する予定であり、具体的には、PAI-1阻害薬RS5614の感覚器や骨筋肉領域の医療用医薬品の作用に関して、必要な非臨床試験（動物試験）を東北大学、東海大学、東京科学大学など国内の公的研究機関と共同で実施する予定です。さらに、動物の抗加齢に伴う医薬品としての事業を進めるため、イヌ（関節炎、メラノーマ、血管肉腫など皮膚がん）やネコ（腎臓病）への有効性につき非臨床試験（安全性）を実施予定です。

調達資金のうち、抗加齢疾患の非臨床試験の費用に45百万円、動物医薬品開発（非臨床試験、臨床試験）の費用に82百万円を、2025年12月から2027年3月にかけてそれぞれ充当する予定です。これらの非臨床試験や臨床試験について、共同研究先、委託先が決まり次第、隨時開示させていただく予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本プログラムにより調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、今後の当社の中長期的な企業価値の向上に寄与することができるところから、本プログラムによる本普通株式及び本新株予約権の発行は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

（1）払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

①第1回第三者割当に係る本普通株式

第1回第三者割当に係る払込金額は、第1回第三者割当の発行条件決定に係る取締役会決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の91%としています。当該取締役会決議日の直前取引日の終値を採用することといたしましたのは、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断したためです。当社は、上記払込金額の算定根拠につきましては、割当予定先は発行決議日から払込期日までの約2週間における株価下落リスクを甘受せざるを得ない立場にあること、本普通株式の発行により希薄化が生じること、本普通株式の発行によって迅速かつ確実に資金

調達を行うことで中長期的な株主価値の向上が見込まれること等も総合的に勘案し、ディスカウント率を含め、割当予定先とも十分に協議の上、第1回第三者割当に係る本普通株式の発行価額を決定いたしました。なお、当該払込金額は、当該取締役会決議日の直前取引日までの1ヶ月間（2025年10月28日から2025年11月27日）の終値平均値1,912円（単位未満四捨五入。以下同様。）に対し4.92%のディスカウント、同3ヶ月間（2025年8月28日から2025年11月27日）の終値平均値1,929円に対し5.75%のディスカウント、同6ヶ月間（2025年5月28日から2025年11月27日）の終値平均値2,160円に対し15.83%のディスカウントとなっております。

また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」では、上場会社が第三者割当による株式の発行を行う場合、その払込金額は株式の発行に係る取締役会決議日の直前取引日の株価に0.9を乗じた額以上の価額であることが要請されているところ、本払込金額は当該指針に準拠しており、会社法第199条第3項の特に有利な金額には該当しないものと判断しております。

また、当社監査等委員会（4名で構成、うち社外取締役4名）からも、上記と同様の理由により、上記方法により決定される払込金額は、会社法第199条第3項の割当予定先に特に有利な金額に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

②第1回第三者割当に係る本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結したエクイティ・プログラム契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計（以下「赤坂国際会計」という。）に依頼しました。赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日（2025年11月27日）の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提（当社の株価（1,997円）、予定配当額（0円）、無リスク利子率（1.1%）、当社普通株式の株価変動性（70.7%）及び市場出来高、株価が本新株予約権の行使価額を超えている場合に割当予定先による行使請求が均等に実施されること、割当予定先が権利行使により取得した当社普通株式を出来高の一定割合の株数の範囲内で直ちに売却すること等）を置き、本新株予約権の評価を実施しています。

また、本新株予約権の当初の行使価額については2025年11月27日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の95%に相当する金額に設定されており、最近6か月間の当社株価の水準と比べれば高い水準とはいえませんが、発行決議日直前取引日の当社株価と比べれば過度に低い水準となることはないものと考えております。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額（新株予約権1個当たり1,937円）を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の1,937円としています。本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、本新株予約権の発行価額は算定結果である評価額と同額であるため、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、当社監査等委員会（4名で構成、うち社外取締役4名）から、本新株予約権の発行条件は、第三者算定機関が当社及び割当予定先から独立した立場にあるため、その選定が妥当であること、発行価額は、当該第三者算定機関によって算出された評価額と同額であること、並びに当該第三者算定機関の計算方法及び前提条件に不合理な点が認められないことから、割当予定先に特に有利な金額での発行に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

第1回第三者割当により発行される本普通株式の数（275,000株）に第1回第三者割当により発行される本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数（178,700株）を合算した総株式数は453,700株（議決権数4,537個）であり、2025年9月30日現在の当社発行済株式総数12,711,700株及び議決権数126,990個を分母とする希薄化率は3.57%（議決権ベースの希薄化率は3.57%）に相当します。また、本プログラムにより発行される本普通株式の数（1,065,200株）に本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数（692,300株）を合算した総株式数は1,757,500株（議決権数17,575個）であり、2025年9月30日現在の当社発行済株式総数12,711,700株及び議決権数126,990個を分母とする希薄化率は13.83%（議決権ベースの希薄化率は13.84%）に相当します。

しかしながら、当社としては、このような希薄化が生じるもの、上述した本プログラムにより資金調達を行う目的、資金使途及び第1回第三者割当の払込金額の算定根拠に照らすと、第1回第三者割当

による当社普通株式の発行数量及び本プログラムにより発行される当社普通株式の発行数量はいずれも合理的であると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

上記「I. 株式及び新株予約権発行プログラム 4. 割当予定先の選定理由等 (1) 割当予定先の概要」をご参照ください。

(2) 割当予定先を選定した理由

上記「I. 株式及び新株予約権発行プログラム 4. 割当予定先の選定理由等 (2) 割当予定先を選定した理由」をご参照ください。

(3) 割当予定先の保有方針

上記「I. 株式及び新株予約権発行プログラム 4. 割当予定先の選定理由等 (3) 割当予定先の保有方針」をご参照ください。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

上記「I. 株式及び新株予約権発行プログラム 4. 割当予定先の選定理由等 (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容」をご参照ください。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、当社株主である宮田敏男は、割当予定先との間で、本株式貸借契約の締結日から、①本新株予約権の行使期間が経過した日又は②割当予定先が本新株予約権をすべて行使し、当該行使に係る株式のすべての交付を受けた日のうちいずれか早い日までの期間を貸借期間として、割当予定先が、同氏の保有する当社普通株式（上限 270,000 株）を借り入れることができることを合意する本株式貸借契約を 2025 年 12 月 15 日までに締結する予定です。

なお、本株式貸借契約上、割当予定先は、つなぎ売り（以下に定義される。）以外の目的での当社普通株式の第三者への譲渡、質権を含む担保権の設定、その他一切の処分をせず、また、つなぎ売り以外の空売りを目的として、第三者との間で当社普通株式についての株券貸借に関する契約を締結しないものとされる予定です。「つなぎ売り」とは、割当予定先が本新株予約権の行使を行うことを前提に当該新株予約権の行使の結果取得することとなる株式の数量の範囲内で発行会社の株式の売付けを行うことをいいます。

(6) ロックアップ等について

当社は、エクイティ・プログラム契約において、割当予定先との間で以下の事項について合意しています。

①エクイティ・プログラム契約の締結日からエクイティ・プログラム契約に基づく各発行の各払込日後 90 日目に終了する期間中、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式、当社のその他の資本性商品、当社普通株式又は当社のその他の資本性商品に転換若しくは交換されうる証券又は当社普通株式若しくは当社のその他の資本性商品を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等を行わないものとします。但し、本資金調達並びに本新株予約権又は発行済みの当社新株予約権等の行使による当社普通株式の交付（但し、発行済みの当社新株予約権等の行使により交付される当社普通株式の数は発行済株式数の 5 %以下とします。）、株式分割又は株式無償割当による当社普通株式の発行、株主への新株予約権無償割当及び当該新株予約権の行使による当社普通株式の交付、当社の取締役等への譲渡制限付株式の発行、ストック・オプションの付与及び当該ストック・オプションの行使による当社普通株式の交付（但し、交付される当社普通株式の数は発行済株式数の 5 %以下とします。）、又は資本業務提携を目的として当社の戦略的投資家に対して当社普通株式の発行等を行う場合、その他日本法上の要請による場合等を除くものとします。

②本普通株式若しくは本新株予約権の全部を割当予定先が保有しなくなる時又は第 2 回目の発行の払込日（当社がエクイティ・プログラム契約の定めに基づき第 3 回目の発行または第 4 回目の発行を実施した場合にはその最終の払込日）から 42箇月間経過した日のいずれか早い日まで、当社が株価連動取引（以下に定義される。）に関する第三者からの提案等を検討する場合、当社はまず、当該株価連動取引を検討する意向及びその主な条件等を記載した書面による通知を割当予定先に行わなければならないものとします。当該通知がなされた場合、当社は割当予定先の要求

に従い、当該通知の日付から 5 営業日の期間、割当予定先と当該株価連動取引について排他的に誠実に協議するものとします。

「株価連動取引」とは、当社が、将来の当社普通株式の市場価格に基づいて再設定される価格で株式を取得する権利を保有者に付与する株式等価物（以下に定義される。）の発行又は売却に係る取引及びその発行価格又は売却価格が将来決定される有価証券の発行または売却に係る契約及びプログラム等の締結を意味します。

「株式等価物」とは、当社の証券で、その保有者がいつでも株式の取得、転換等ができる権利を有するものを意味し、負債、優先株式、権利、オプション、ワント若しくはその他の有価証券が含まれます。

③当社がエクイティ・プログラム契約に定める取引（当社の連結財務諸表における総資産額の50%超の資産等の処分等）を行った場合又は当社にエクイティ・プログラム契約に定める事由（当社が発行する株式の上場廃止等）が発生した場合等においては、割当予定先が本新株予約権への投資を行うにあたって当初想定した前提に重大な変更が生じることに鑑み、割当予定先が当社に要求した場合には、当社は本新株予約権を当該時点における合理的な価格として、エクイティ・プログラム契約に定めるブラック・ショールズ価格（ブラック・ショールズ・モデルを用いて、当社普通株式の価格、ボラティリティ等を考慮して算出される価格）で買い取るものとします。

④当社は、割当予定先の実質的保有株式に係る議決権数が、当社の議決権総数の9.9%を上回ることとなるような取引等を行わないものとします。

⑤当社は、エクイティ・プログラム契約に基づく第1回目の発行乃至第4回目の発行のそれぞれに係る本新株予約権に関して、各払込日から起算して3年間経過した日（以下「行使指示可能日」という。）の直前10連続取引日のうちいずれか5連続取引日を通じて、各取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値が対象となる本新株予約権の行使価額の140%以上であることを条件として、割当予定先に対して、行使指示可能日において、残存する当該本新株予約権を行使するよう指示することができるものとします。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（2025年9月30日）現在		募集後	
特定有価証券信託受託者 株式会社SMB C信託銀行	34.30%	特定有価証券信託受託者 株式会社SMB C信託銀行	33.12%
宮田 敏男	11.57%	宮田 敏男	11.17%
楽天証券株式会社	3.99%	楽天証券株式会社	3.86%
株式会社SBI証券	1.70%	CVI Investments, Inc.	3.45%
J P J P M S E L U X R E U B S A G L O N D O N B R A N C H E Q C O (常任代理人株式会社三菱UFJ銀行)	0.60%	株式会社SBI証券	1.64%
BNY GCM CLIENT ACCOUN T J P R D A C I S G (F E - A C) (常任代理人株式会社三菱UFJ銀行)	0.59%	J P J P M S E L U X R E U B S A G L O N D O N B R A N C H E Q C O (常任代理人株式会社三菱UFJ銀行)	0.58%
松井証券株式会社	0.46%	BNY GCM CLIENT ACCOUN T J P R D A C I S G (F E - A C) (常任代理人株式会社三菱UFJ銀行)	0.57%
大和日台バイオベンチャー投資事業有限責任組合	0.44%	松井証券株式会社	0.44%
第一リアルター株式会社	0.42%	大和日台バイオベンチャー投資事業有限責任組合	0.43%
GMOクリック証券株式会社	0.41%	第一リアルター株式会社	0.41%

(注) 募集前の持株比率は、2025年9月30日現在における発行済株式総数を基準とし、募集後の持株比率は2025年9月30日現在における発行済株式総数に、本プログラムのうち2025年11月28日開催の取締役会決議による第1回目の株式及び新株予約権の発行に基づき新たに発行される本普通株式の総数（275,000株）及び割当予定先に割り当てられる本新株予約権合計1,787個の目的となる株式数（合計178,700株）を加味して算出しております。

8. 今後の見通し

本プログラムによる資金調達が当期の業績予想に与える影響は軽微であります。

9. 企業行動規範上の手続に関する事項

本普通株式及び本新株予約権の発行は、①希薄化率が 25%未満になると見込んでおり、②支配株主の異動を伴うものではないことから、この場合、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（単体）

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
事業収益	100, 545	194, 165	132, 693
営業利益又は営業損失（△）	△333, 870	△252, 335	△178, 827
経常利益又は経常損失（△）	△333, 839	△251, 875	△178, 987
当期純利益又は当期純損失（△）	△335, 797	△258, 335	113, 427
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）（円）	△26. 42	△20. 32	8. 92
1株当たり配当金（円）	—	—	—
1株当たり純資産（円）	146. 72	126. 40	135. 32

(単位：千円。特記しているものを除く。)

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2025年9月30日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	12, 711, 700株	100. 00%
現時点の行使価額における潜在株式数	3, 000株	0. 02%

(注) 上記潜在株式数は、ストック・オプションに係る潜在株式数です。

(3) 最近の株価の状況

① 最近1年間の状況

	2025年3月期
始 値	381円
高 値	2, 474円
安 値	263円
終 値	1, 048円

② 最近6ヶ月間の状況

	2025年6月	7月	8月	9月	10月	11月
始 値	1, 520円	1, 813円	3, 025円	2, 105円	1, 671円	1, 878円
高 値	2, 355円	3, 310円	3, 170円	2, 174円	2, 342円	2, 048円
安 値	1, 460円	1, 775円	2, 008円	1, 610円	1, 502円	1, 816円
終 値	1, 813円	3, 070円	2, 155円	1, 696円	1, 897円	1, 997円

(注) 2025年11月については11月1日～11月27日の状況について記載しております。

③ 発行決議日直前取引日における株価

	2025年11月27日
始 値	2,006円
高 値	2,015円
安 値	1,960円
終 値	1,997円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

公募増資（新規上場時）

払込期日	2021年9月22日
調達資金の額	1,368,736,000円
発行価格	535.50円
募集時における発行済株式数	普通株式 10,029,000株
当該募集における発行株式数	普通株式 2,240,000株
募集後における発行株式総数	普通株式 12,269,000株
発行時における当初の資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ① 銀行借入金の返済 ② 慢性骨髄性白血病 ③ 基礎研究投資 ④ AI 医療ソリューション ⑤ 新規モダリティ導入資金 ⑥ RS5614 医師主導知見のグローバル展開
資金使途変更後における資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ① 銀行借入金の返済 ② 慢性骨髄性白血病 ③ AI 医療ソリューション ④ 新規モダリティ導入資金 ⑤ 悪性黒色腫 ⑥ 非小細胞肺がん ⑦ 皮膚血管肉腫 ⑧ 運転資金
資金使途変更後における支出予定期	<ul style="list-style-type: none"> ① 2022年3月期に220百万円を充当。 ② 2026年3月期までに99百万円を充当予定。 ③ 2026年3月期までに96百万円を充当予定。 ④ 2026年3月期までに120百万円を充当予定。 ⑤ 2026年3月期までに103百万円を充当予定。 ⑥ 2026年3月期までに49百万円を充当予定。 ⑦ 2026年3月期までに47百万円を充当予定。 ⑧ 2026年3月期までに906百万円を充当予定。 <p>なお、下記「第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）」により調達した資金を含めた金額を記載しております。</p>
現時点における充当状況	<ul style="list-style-type: none"> ① 全額を充当済み。 ②～⑧については2026年3月期までに充当予定です。なお、2025年9月末までに以下の通り充当済みです。 ② 2025年9月末までに75百万円を充当済み。 ③ 2025年9月末までに87百万円を充当済み。 ④ 助成金を活用しているため、2025年9月末まで充当はありません。 ⑤ 2025年9月末までに82百万円を充当済み。 ⑥ 2025年9月末までに61百万円を充当済みであり、当初予定期額を上回りましたが、2026年3月期までに17百万円の追加充当を予定しております。

	<p>⑦ 2025年9月末までに56百万円を充当済みであり、当初予定金額を上回りましたが、2026年3月期までに11百万円の追加充当を予定しております。</p> <p>⑧ 2025年9月末までに819百万円を充当済み。</p> <p>※本件資金使途の⑥と⑦については、資金使途変更後における支出予定金額を上回る充当が見込まれますが、資金使途全体の目的・枠組みに変更はなく、研究開発費等の範囲内での見直しによるもので</p> <p>す。</p>
--	---

第三者割当増資（オーバーアロットメント）

払込期日	2021年10月26日
調達資金の額	272,880,280円
発行価格	535.50円
募集時における発行済株式数	普通株式 12,269,000株
当該募集における発行株式数	普通株式 442,700株
募集後における発行株式総数	普通株式 12,711,700株
割当先	SMBC日興証券株式会社
発行時における当初の資金使途	<p>① 銀行借入金の返済</p> <p>② 慢性骨髓性白血病</p> <p>③ 基礎研究投資</p> <p>④ AI医療ソリューション</p> <p>⑤ 新規モダリティ導入資金</p> <p>⑥ RS5614 医師主導知見のグローバル展開</p>
資金使途変更後における資金使途	<p>① 銀行借入金の返済</p> <p>② 慢性骨髓性白血病</p> <p>③ AI医療ソリューション</p> <p>④ 新規モダリティ導入資金</p> <p>⑤ 悪性黒色腫</p> <p>⑥ 非小細胞肺がん</p> <p>⑦ 皮膚血管肉腫</p> <p>⑧ 運転資金</p>
資金使途変更後における支出予定時期	<p>① 2022年3月期に220百万円を充当。</p> <p>② 2026年3月期までに99百万円を充当予定。</p> <p>③ 2026年3月期までに96百万円を充当予定。</p> <p>④ 2026年3月期までに120百万円を充当予定。</p> <p>⑤ 2026年3月期までに103百万円を充当予定。</p> <p>⑥ 2026年3月期までに49百万円を充当予定。</p> <p>⑦ 2026年3月期までに47百万円を充当予定。</p> <p>⑧ 2026年3月期までに906百万円を充当予定。</p>
現時点における充当状況	<p>① 全額を充当済み。</p> <p>②～⑧については2026年3月期までに充当予定です。なお、2025年9月末までに以下の通り充当済みです。</p> <p>② 2025年9月末までに75百万円を充当済み。</p> <p>③ 2025年9月末までに87百万円を充当済み。</p> <p>④ 助成金を活用しているため、2025年9月末まで充当はありません。</p> <p>⑤ 2025年9月末までに82百万円を充当済み。</p> <p>⑥ 2025年9月末までに61百万円を充当済みであり、当初予定金額を上回りましたが、2026年3月期までに17百万円の追加充当を予定しております。</p>

	<p>⑦ 2025年9月末までに56百万円を充当済みであり、当初予定金額を上回りましたが、2026年3月期までに11百万円の追加充当を予定しております。</p> <p>⑧ 2025年9月末までに819百万円を充当済み。</p> <p>※本件資金使途の⑥と⑦については、資金使途変更後における支出予定金額を上回る充当が見込まれますが、資金使途全体の目的・枠組みに変更はなく、研究開発費等の範囲内での見直しによるもので</p> <p>す。</p>
--	---

11. 発行要項

第1回目の発行に係る本普通株式の発行要項及び本新株予約権の発行要項は、それぞれ別紙1及び別紙2に記載しております。

以上

別紙1 第1回目発行に係る普通株式発行要項

(1) 募集株式の種類及び数	普通株式275,000株
(2) 払込金額	1株につき1,818円
(3) 払込金額の総額	499,950,000円
(4) 増加する資本金の額	249,975,000円
(5) 増加する資本準備金の額	249,975,000円
(6) 割当方法	第三者割当の方法による。
(7) 払込期日	2025年12月15日（月）
(8) その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく発行登録の効力発生及び発行登録追補書類の提出を条件とする。

株式会社レナサイエンス第4回
新株予約権
発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社レナサイエンス第4回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期日

2025年12月15日

3. 割当日

2025年12月15日

4. 払込期日

2025年12月15日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権を CVI Investments, Inc. に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 178,700 株とする（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 分割・無償割当て・併合の比率

なお、「無償割当ての比率」とは、無償割当て後の発行済普通株式総数（自己株式を除く。）を無償割当て前の発行済普通株式総数（自己株式を除く。）で除した数を意味する。

また、上記のほか、調整後割当株式数の調整を必要とする事由が生じた場合には、当社は、調整後割当株式数を合理的な範囲で調整することができる。

- (3) 調整後割当株式数は、当社普通株式の分割の場合は、分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の併合の場合は、併合の効力発生日以降、当社普通株式の無償割当ての場合は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。
- (4) 割当株式数の調整が行われるときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整が行われる旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

1,787 個

8. 各本新株予約権の払込金額

金 1,937 円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 19.37 円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初 1,898 円とする。

10. 行使価額の修正

該当なし

11. 行使価額の調整

- (1) 本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由が生じた場合で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額（下記第(2)号②の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の下記第(2)号③に定義する取得価額等。また、下記第(2)号③の場合は、下方修正が行われた後の取得価額等）が、下記第(2)号において調整後行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回る場合には、行使価額は当該払込金額又は取得価額等と同額に調整される。
- (2) 新株式発行等により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - ① 当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（以下、当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することを「交付」という。）（無償割当てによる場合を除く。）（株式報酬制度に基づき当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 8 項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合、並びに、当社及び CVI Investments, Inc. の間の 2025 年 11 月 28 日付 EQUITY PROGRAM AGREEMENT に基づき CVI Investments, Inc. 対して第三者割当の方法により当社普通株式を発行する場合を除く。）
調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
 - ② 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式を目的とする新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（ストックオプション制度に基づき当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に当社新株予約権を発行又は付与する場合、並びに、当社及び CVI Investments, Inc. との間の 2025 年 11 月 28 日付 EQUITY PROGRAM AGREEMENT に基づき CVI Investments, Inc. 対して第三者割当の方法により当社新株予約権を発行する場合を除く。以下「取得請求権付株式等」と総称する。）を発行又は付与する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日）以降、又は無償割当ての場合は効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ③ 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（以下「取得価額等」という。）の下方修正が行われた場合（本項第（4）号又は本項第（9）号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）

調整後行使価額は、下方修正が行われた後の取得価額等が適用される日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①及び②の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①及び②にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}} - 1 \right) \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- （3）当社は、本新株予約権の発行後、下記第（4）号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「株式分割等による行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\frac{\text{調整後行使価額}}{\text{調整前行使価額}} = \frac{1}{\frac{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}{\text{調整前行使価額}}}$$

- （4）株式分割等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 株式の分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の併合により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、その効力発生日以降これを適用する。

- ③ 株主に対する無償割当てにより当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ④ 本号①及び③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①及び③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、

当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}} - 1 \right) \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (5) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(6)号に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による行使価額調整式」といい、株式分割等による行使価額調整式とあわせて「行使価額調整式」と総称する。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たり特別配当」とは、特別配当を、剩余金の配当に係る基準日における割当株式数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (6)① 「特別配当」とは、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日までの間に到来する配当に係る基準日における、当社普通株式1株当たりの剩余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剩余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における割当株式数を乗じて得た金額をいう。

② 特別配当による行使価額の調整は、各特別配当に係る基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剩余金の配当決議が行われた日の翌日以降これを適用する。

- (7) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (8)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

② 特別配当による行使価額調整式で使用する時価は、当該剩余金の配当に係る基準日にそれぞれ先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (9) 上記第(2)号、第(4)号及び第(5)号記載の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

- ① 会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(10) 行使価額の調整が行われるときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整が行われる旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤及び第(4)号④に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2025年12月16日から2029年6月15日までとする。なお、行使期間最終日が営業日でない場合はその前営業日を最終日とする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日については、本新株予約権を行使することができない。「営業日」とは、東京における銀行の営業日（土曜日、日曜日、東京における法定の休日又は東京の銀行が法令又は行政規則により休業することが義務づけられ、若しくは許可されている日を除く。）をいう。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

15. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第18項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第18項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

16. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

17. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項並びに当社及びCVI Investments, Inc.との間の2025年11月28日付EQUITY PROGRAM AGREEMENTに定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を1,937円とした。

18. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

19. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 丸ノ内支店

20. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

21. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

22. その他

(1) 上記各項については、金融商品取引法による発行登録の効力発生及び発行登録追補書類の提出を条件とする。

(2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以上